

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会 子ども向け集客プロジェクト業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

令和 6(2024)年 5 月に開催される神戸 2024 世界パラ陸上選手権大会（以下、「本大会」とする。）に多くの観客が来場いただけるよう、保護者・家族を巻き込んだ集客が期待できる、小学生以下の子どもをターゲットとするプロモーションを実施する。

2 業務の内容

上記業務目的に向けて、下記について 具体的な業務内容を企画提案し実施する。

- (1) 子どもたちにパラ陸上の魅力を伝える体験の機会等を提供するイベントや活動等を実施する。
※イベントの実施は令和 5 年 12 月末を目途に終了することが望ましい。（情報発信等は契約終了まで可）
- (2) 上記活動を含めて積極的に子どもを中心とする保護者・家族などに情報発信・共有を図ることにより、パラ陸上への興味関心を高め、本大会の盛り上がりにつながるよう支援を行う。
- (3) 上記業務目的及び本大会の機運醸成を目的とした集客イベントを、本大会のマイルストーン等に合わせ、最低 1 回は実施すること。
- (4) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会事務局（以下、「組織委員会」とする。）や関係団体が実施する本大会に向けての取り組みとできる範囲で連携すること。


例①) 第 34 回日本パラ陸上競技選手権大会

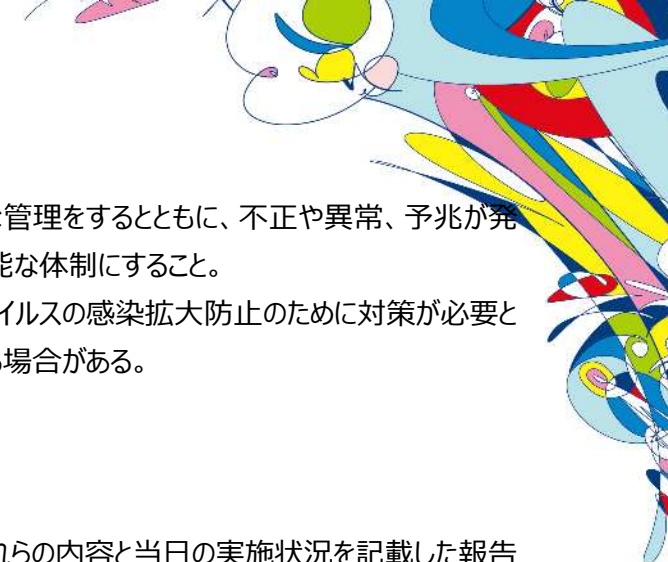
日時：令和 5 年 4 月 29 日・30 日 開催場所：ユニバー記念競技場（本大会会場）

※日本パラ陸上競技連盟（JPA）主催の大会で本大会のテストを実施

例②) 大学生や企業を対象とした集客プロジェクト など

3 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 業務着手にあたり、具体的な実施内容・実施計画（スケジュール・実施体制等について、組織委員会と十分な協議の上、実施計画書を提出すること。また、業務の実施状況により、変更がある場合は、組織委員会と十分な協議の上、変更実施計画書を提出すること。
 - (2) 公園等で実施する場合は、管理者や管理団体等と事前協議し、周辺地域の理解を得ること。
 - (3) 常に組織委員会との連携を密にして業務にあたること。
 - (4) 業務の進捗状況については、組織委員会に適宜報告すること。
 - (5) 事業実施にあたっては、あらかじめ関係法令等を確認し、それを遵守すること
 - (6) 必要に応じて、公園や道路等の使用許可申請など、関係機関への手続きを行うこと。
 - (7) 活動中の事故等に備え、あらかじめ保険等に加入すること。
 - (8) 活動中に発生した事故については、速やかに事務局に報告すること。
 - (9) WEB サイト等を利用し情報を発信する場合は、神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市ホームページ）
- 



ジ掲載)を遵守すること。また、情報セキュリティの適正な管理をするとともに、不正や異常、予兆が発見された場合は、直ちに事務局に連絡し、直ちに対応可能な体制にすること。

- (10) 気象警報や防災指令等が発令された場合、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために対策が必要と判断した場合は、組織委員会から中止や延期等の求める場合がある。

4 報告書（成果物）の提出

受託者は、来場者数及び本事業の効果について検証し、それらの内容と当日の実施状況を記載した報告書を作成し、業務終了後、データを記録媒体（USB 等）に保存し、速やかに提出すること。また、記録写真も同様に納品すること。

5 委託期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

6 委託業務の履行場所、作業場所等

本大会の会場であるユニバー記念競技場ほか、その他委託業務の実施に関連する場所

7 支払方法

一括支払

※ 検査合格後、適法な請求書を受け付けた日から 30 日以内に支払う。

8 留意事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

(2) 実施環境

本業務を実施するうえで必要となる機材や実施環境については、本件受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。


(3) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、組織委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 法令等の遵守

実施に当たっては、法令を遵守すること。

また、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守すること。



さらに、受託者の業務の遂行に関して適用される、IPC/WPA が定める規則やガイドライン等の運営要件を順守すること。ただし、IPC/WPA の合意がある場合はこの限りではない。

また、本業務の遂行に関して、IPC/WPA が定める規則やガイドライン等の運営要件に改定等があった場合、IPC/WPA から組織委員会に新たな通達があった場合、組織委員会と IPC が締結した開催合意書の規定に変更が生じた場合等において、本業務に影響がある場合は事務局と業務内容の調整を行う。

(5) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。また、本業務の終了後、IPC/WPA が定める規則やガイドライン等は必要に応じて破棄すること。

本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(7) アンブッシュ・マーケティングの禁止

受託者は、組織委員会の書面による承諾がない限り、本業務を受託した事実その他本大会との関係性を、宣伝目的で対外的に公表してはならないものとする。また、受託者は、いかなる態様であれ、アンブッシュ・マーケティングを行い、または意図的に第三者をしてアンブッシュ・マーケティングを行わせてはならない。

(8) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ組織委員会と協議のうえ、承認を得ること。

(9) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、組織委員会と受託者が協議して定めるものとする。

(10) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後 5 年間これを保存しておかなければならない。

(11) その他

組織委員会は、感染症拡大防止等のため、イベント開催の中止を求めることができる。なお、組織委員会の要請によりイベントを中止する場合には、既に履行した業務に係る経費については、委託費として支払う。

「参考」大会概要

- ・大会期間（予定） 令和 6 年 5 月 17 日（金）～ 5 月 25 日（土）
※ 競技は午前と午後に分けて実施予定。（時間は変更となる場合がある）
午前の部が 9:00～12:00、午後の部が 17:00～20:00
- ・競技会場 神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場（兵庫県神戸市須磨区緑台）
- ・参加国地域 約 100 カ国・地域
- ・選手数 約 1,300 名（うち約 400 名が車いす利用者）
- ・公用語 英語、日本語